

広島市社会福祉審議会高齢福祉専門分科会における意見と対応

※今後、対応を継続して検討していく内容を抜粋して記載しています。

(会議要旨では全ての発言を記載します。)

項目	発言者	意見（要旨）	対応方針
第9期プランの基本理念について	高橋委員 （第2回分科会）	「あらゆる主体の協働の下、それぞれに役割を持ち」という表現について、個人の役割もあるため、組織に限定したような表現にしなくてもよいと思う。また、役割意識を持たなければならないという印象も受けるため、この部分の表現を「自らをはじめとして、様々な組織や物事を活かし合いながら」に変更してはどうか。	資料1のとおり
	高木委員 （第2回分科会）	基本理念について、基本理念の文章だけでは「あらゆる主体」が何を指すのか理解できなかったため、この表現についてはプランで示す際に補足が必要である。	「あらゆる主体」の具体的な例示については、第2回分科会資料1の4ページで示した内容をプランの原稿にも記載する予定です。
第9期プランの目標について	永野委員 （第2回分科会）	「更なる高齢化の進展」では、75歳以上の高齢者が増加していくという状況を市民が理解できるか疑問であり、より理解しやすい表現を検討すべきである。	資料1のとおり
	大下委員 （第2回分科会）	「充実」という言葉を「拡充」に変更することを提案する。拡充とは、十分に押しひろめること、組織や施設を拡張・充実させることを意味しており、中身の充実も大事だが、今後の3年間で社会情勢も少しずつ変化して、現在連携している関係機関のみならず、あらゆる部門に広がってほしい。	資料1のとおり

項目	発言者	意見（要旨）	対応方針
第9期プランの重点施策Ⅰについて	森川委員 （第2回分科会）	取組方針の「団塊の世代が全員75歳以上」の「全員」は必要ないのではないか。	削除を検討の上、第4回分科会にて対応方針をお示ししたいと考えています。
	落久保委員 鈴木委員 （第2回分科会）	成果目標②「自立して生活できる期間の確保」は、広島市が認定判断に対して圧力をかけている、要支援・要介護認定を受ける権利を阻害している印象を受けるので、目標を再検討すべきである。	
	浜崎委員 （第2回分科会）	成果目標②「自立して生活できる期間の確保」について、高齢者の中には明らかに要介護認定の状態であっても介護保険認定を受けていない、かかりつけ医もない、障害手帳を持っているから介護保険を申請していないといった人達がおおり、こういった表に出てこない人達がこの評価指標では反映されないので、検討の必要がある。	
	落久保委員 高木委員 （第2回分科会及び文書意見）	「高齢者が初めて要支援・要介護認定を受けた平均年齢の推移」グラフについては、高齢者の平均年齢は上昇しているため、初めて要支援・要介護認定を受けた平均年齢が年々上昇するのは当然のことであり、高齢者が健康になっている指標として安易に考えるべきものではない。参考としてグラフを示すのであれば、どのような取組の結果、こういった効果が出て平均年齢が上昇したのかを示すべきである。	
	横山委員 （第2回分科会）	成果目標①「健康状態の維持・改善」と②「自立して生活できる期間の確保」は、似通った目標のため、②を①に組み込むことも一つの手段である。	
	森川委員 （第2回分科会）	第8期の成果目標「要介護状態の維持・改善」は良い目標だと思っているので、評価指標において5歳ごとに年齢階層を6区分して評価することで6つの実績値の全体評価が難しいのであれば、そこの評価指標をもう少し工夫すればよいのではないか。	

項目	発言者	意見（要旨）	対応方針
第9期プランの重点施策Ⅰについて	竹田委員 （第2回分科会）	口腔機能向上のための体操がコロナによって中止されたままとなっており、口腔機能の向上の取組をもっと推奨してほしい。	地域介護予防拠点における「かみかみ百歳体操」の実施に向けた運営支援や、地域介護予防拠点を含む通いの場における介護予防教室の開催など、様々な機会を捉えて口腔機能の向上の取組に関する普及啓発を行っています。コロナ禍で「かみかみ百歳体操」の実施や介護予防教室の開催が控えられていましたが、各地域では徐々に再開の動きがあるため、地域包括支援センター職員が中心となり、地域の声を聴きながら再開への支援を行っていきたいと考えています。
第9期プランの重点施策Ⅱについて	森井委員 （第2回分科会）	取組方針の「本市の一人暮らし高齢者は年々増加傾向にあり、今後も増え続ける見込みであることなどを踏まえ」では、一人暮らし高齢者のみをターゲットにしていると読み取れてしまうので、高齢者全体を示すような表現に変更すべきである。	表現の修正を検討の上、第4回分科会にて対応方針をお示ししたいと考えています。
	落久保委員 （第2回分科会）	「共助」とは、国においては費用負担を伴うものと定義されているため、取組方針に沿った形で考えると「お互いに支え合う共助」といった表現が望ましい。	表現の修正を検討の上、第4回分科会にて対応方針をお示ししたいと考えています。
	岡崎委員 浜崎委員 （第2回分科会）	評価指標は、前年度比では結果論になってしまうため、目標数値を設定すべきではないか。	御意見を踏まえ、具体的な数値で目標を定める形に改めます。
	川口委員 （第2回文書意見）	成果目標①「高齢者支援活動の担い手の拡大」について、評価指標としてどれぐらいの数の人達が担い手としていけば理想なのか考えてみる必要があるのではないかと。前年度比増だけを目標設定にするだけでは漠然としすぎている。 また、「設定理由」で「いきいき活動ポイント事業の実施など」とあるが、「など」の部分をしっかり検討していかないと、高齢者が高齢者を支える枠組みをプランで示していくことになる。 「見守り支え合う地域」の目指す地域像をより明確にする必要がある。	御意見を踏まえ、具体的な数値で目標を定める形に改めます。 また、成果目標を達成させるための各取組内容については、御意見を踏まえ、第4回分科会にて具体的にお示ししたいと考えています。
	森川委員 （第2回分科会）	成果目標②「地域に拠り所を持つ高齢者の拡大」の「高齢者の拡大」という表現がしっくりこないと感じるので、「拡大」を違う表現にしてはどうか。	表現の修正を検討の上、第4回分科会にて対応方針をお示ししたいと考えています。

項目	発言者	意見（要旨）	対応方針
第9期プランの重点施策Ⅱについて	藤田委員 （第2回分科会）	重点施策Ⅱの成果目標の「地域に拠り所を持つ高齢者の拡大」において、相談相手は地域の友人・知人も含めてよいのではないかと。	令和4年度に実施した「広島市高齢者の生活実態と意識に関する調査」では、「心配事や愚痴を聞いてくれる人は誰か。」という質問項目において、友人が43.1%と配偶者（54.3%）の次に多く、友人は現時点で十分相談相手になっていると考えています。しかしながら、見守り支え合う地域づくりを推進していくためには、地域団体による組織的な見守りの取組などを通じて、何かあった時に友人以外にも身近な拠り所を持つ高齢者を増やしていく視点が重要であるとの考え方を評価指標に反映させています。
	鈴木委員 （第2回分科会）	取組内容の「③ 相談支援体制の充実」について、行政施策だけではなく、企業などあらゆる主体の相談体制を記載してほしい。	地域包括支援センター（以下、「センター」という）はあらゆる主体と連携し、相談支援に当たることが重要だと考えているため、委員の御意見を踏まえ、主な内容の3点目が「あらゆる主体との協働による日常生活圏域における支援体制づくりの推進」という趣旨になるよう、第4回分科会にて具体的な取組内容をお示ししたいと考えています。
	森井委員 三上委員 （第2回分科会及び文書意見）	取組内容の「③ 相談支援体制の充実」について、包括などから他の主体に支援をつなげるような相談支援体制を追記するのが望ましい。	
	上土井委員 高木委員 （第2回分科会及び文書意見）	取組内容の「③ 相談支援体制の充実」について、地域包括支援センターの職員の業務量が非常に多く感じる。執行体制を充実させるためには、人員や予算の増加を検討する必要があるのではないかと。	
			センターには、圏域内の高齢者人口に応じて職員を配置しているほか、介護予防ケアマネジメント業務、地域介護予防拠点整備促進事業及び高齢者地域支え合い事業等に従事する職員を配置しており、これらの職員の配置に必要な予算措置を適切に行っています。 予算額は、センターの運営状況や他の政令指定都市の金額等を参考に設定しており、必要に応じて、適宜見直しを行っているところです。具体的には、令和4年度から、経験豊富な職員を配置しやすくし、センターの執行体制の充実を図るため「職員定着加算」を創設し、要件に当てはまるセンターについては、委託料を加算しています。 引き続き、センターの運営状況等を注視しつつ、人員配置及び予算措置を適切に行いたいと考えています。

項目	発言者	意見（要旨）	対応方針
第9期プランの重点施策Ⅱについて	大下委員 （第2回文書意見）	<p>数値目標③「住民主体型生活支援訪問サービスの団体数の増加」について、ポイント事業等の他事業と比べて団体数が増えないのはなぜか。社協区で1団体と聞かすが、限定しなくてもよいのではないか。本サービスと地域ボランティアの訪問サービスの違いについて、社協から地域住民に説明がない。包括の職員は説明対応を行うなどの負担増により、人員不足となっている。</p>	<p>住民主体型生活支援訪問サービスは、事務負担の大きさや担い手確保の難しさなどから、団体数が目標を下回っています。現在、実施団体の大半が小学校区を活動区域とする地区社会福祉協議会であることも踏まえ、選定枠の撤廃が団体数の増加に効果的なのか、引き続き検討したいと考えています。また、各サービスの具体的な内容については、介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センターや居宅介護支援事業所の職員に対し、研修会の開催や地域における支援団体の一覧表の共有を行うなど、より効率的な説明を行っていただけるよう取り組んでおり、今後も引き続き行ってまいります。</p>
	川口委員 （第2回文書意見）	<p>厚労省は、地域包括ケアシステムを実施する上で「地域ケア会議」を重要な会議として位置づけており、「重層的支援体制整備事業」においても「地域ケア会議」の役割やあり方はより重要性を増すようになっていくと考える。「地域の支え合い」と「地域ケア会議」の相互の関係は住民活動の持続可能性や創造性を担保する上でとても重要であるが、重点施策Ⅱでは、「地域ケア会議」について全く触れておらず、基本理念の「あらゆる主体の協働」を形あるものにするためにも、どこかで触れる必要があると考える。</p>	<p>「地域ケア会議」は、地域住民を含めた関係者が参加し、多様な視点で検討を行うことによって地域課題を明らかにし、ネットワーク構築や地域に必要な社会資源開発等を行っていくための重要な会議であると認識しています。当会議は、各取組を進めていく上での「手段」であるため、分科会資料の主な取組の内容としては記載しておりませんが、プランにおいて取組内容の詳細を記載する際には、委員の御意見を反映したいと考えています。</p>
	高橋委員 （第2回分科会）	<p>高齢者が自らの役割を果たしていくためには、1ポイントの活動だけではなく、2ポイントと4ポイントの活動に参加していくことが大切であり、特に4ポイントの対象活動を拡大させることが重要である。4ポイント活動の参加率が上がれば、奨励金の支給対象となる上限の100ポイントはすぐに溜まってしまうため、4ポイントを取得した者には上限を上げるなど、より魅力ある事業になるよう検討してほしい。</p>	委員の御指摘については、今後の事業実施に当たりさらなる改善を検討したいと考えています。
	山田委員 （第2回分科会）	<p>どれだけ働きかけをしても家から出てこない人も多くいるため、例えば高齢者いきいき活動ポイント事業の手帳に外出を促すような啓発文を掲載するなど、閉じこもり状態解消のための施策を実施していただきたい。</p>	
	三上委員 （第2回分科会）	<p>サロン等の団体活動にいかにより男性を取り込めるか、今後の具体的な施策の提示に組み込んでいただきたい。</p>	